

平成 17 年度事業報告

1 重点目標について

「犯罪被害者等早期援助団体」としての支援活動の充実を図る。

直接的支援を中心に全体に支援件数が増え、充実した支援活動を行うことができた。特に「犯罪被害者等早期援助団体」として警察提供情報による法廷付き添い関連の直接的支援が大幅に増加し、この重点目標は、達成できたといえる。

賛助会員拡大による財政基盤の確立を図る。

財務担当理事を中心に法人賛助会員の拡大に努め、会費収入は、前年度より 722,000 円増加した。しかし、県補助金、日本財団助成金が 18 年度で終了した後、安定した運営を継続していくための十分な財政基盤の確立を図ることはできなかった。

2 支援状況について

(1) 電話相談

総電話件数は 690 件で、16 年度の 904 件に比べ減少している。架空請求に代表される「消費者被害」の相談が大幅に減少したためと思われる。また、性被害の相談をはじめ他の相談も少しずつ減少している。

徐々に、電話相談から直接的支援に移行している傾向も見られる。

(2) 面接相談

前年度同様、被害にあってどうしてよいか分からないという被害者の方と会って、どのような支援が必要かを共に考えていく面接がほとんどであった。

相談の結果、弁護士との面接を設定したり、情報を提供したり、直接的支援に移行したりすることが多かった。また、他機関からの依頼を受け、出向いて行って面接相談を行ったケースもある。

(3) 直接的支援

16 年度に比べ、大幅に支援件数が増加した。警察提供情報による法廷付き添い関連の支援が多く、傍聴席の確保、傍聴付き添いや代理傍聴、検察庁への付き添い、マスコミ対応、公判記録の閲覧・謄写の付き添い、意見陳述の資料を提供するなどの支援を行った。よい支援を提供するために、すばやく対応できる支援員の体制を整えることが

平成 17 年度支援件数等

	相談内容	17 年度	16 年度
電話 相談 件数	殺人・傷害致死	60	65
	交通事故死	53	54
	暴行・傷害	58	75
	金銭・土地・家屋問題	35	55
	消費者被害	107	224
	性的被害	73	139
	健康被害	9	13
	日常の平穏を脅かす被害 ストーカー被害等	39	31
	人間関係問題	8	11
	家庭内暴力（DV・虐待等）	30	23
	交通事故（死亡事故以外）	68	75
	その他	150	139
	相談件数合計	690	904
	問い合わせ等件数	31	38
総電話件数	721	942	
面接相談件数		13	20
直接的支援件数		164	50
自助グループ（開催回数）		11	12
開設日数		235	237

平成 17 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日

ますます重要となっている。

(4) 自助グループ

交通事故遺族対象の自助グループ「よつばのクローバー」を月1回、年間11回開催した。途中から新メンバーも加わり、それぞれの思いを大切にしたい会を継続している。

15年度から始まった内閣府による交通事故被害者支援事業の最終年度であり、被害者支援都民センターによる最後のフォローアップがあった。

メンバーの要望を受け、県民まつりにおいて「ひき逃げ厳罰化」の署名活動を行った。

3 会務運営

(1) 総会

第1回通常総会（平成17年6月11日）

第2回通常総会（平成18年3月4日）

(2) 理事会

第14回理事会（平成17年5月26日）

第15回理事会（平成17年6月11日）

第16回理事会（平成17年11月25日）

第17回理事会（平成18年3月4日）

(3) 支援活動委員会

支援業務を充実させるために犯罪被害相談員候補者を引き続き期限付き職員として採用した。

茨城県警察本部犯罪被害者対策室との連携により「犯罪被害者等早期援助団体」としての直接的支援活動を充実させた。

交通事故遺族を対象とした自助グループの支援を行った。

支援活動員の継続研修やケース検討会を行った。

相談業務用の資源台帳を整備した。

常磐大学心理臨床センターとの連携を図った。

(4) 研修委員会

「第8期被害者支援活動員養成講座 初級・中級編」を開講した。

【初級編カリキュラム（2時間×10回）】

1. 5月25日 イントロダクション 被害者支援とは
2. 6月1日 犯罪被害者のおかれている状況（1）精神的影響について
3. 6月23日 犯罪被害者のおかれている状況（2）PTSDの病態と治療
4. 7月6日 犯罪被害者のおかれている状況（3）遺族について
5. 7月21日 犯罪被害者のおかれている状況（4）性暴力被害者の心理と支援
6. 9月7日 犯罪被害者のおかれている状況（5）子どもの受ける被害について
7. 9月21日 犯罪被害者のおかれている状況（6）DV・ストーカー被害について
8. 10月5日 被害者支援の必要性と歴史・現状
9. 10月13日 被害者への適切な対応の基本
10. 10月27日 まとめ

【中級編カリキュラム（2時間×10回）】

1. 11月9日 センターの具体的な活動について
2. 11月24日 刑事手続概論
3. 12月8日 刑事手続における被害者の法的地位
4. 12月14日 法廷付き添いについて
5. 1月11日 損害賠償について
6. 1月25日 被害者等給付金制度について
7. 2月9日 被害者相談について（1） ロールプレイ
8. 2月23日 被害者相談について（2） ロールプレイ
9. 3月9日 被害者相談について（3） ロールプレイ
10. 3月14日 まとめ

全国被害者支援ネットワークの研修会に参加した。

- ・「秋期全国研修会」10月2日（於 日本財団本社ビル）11名が参加
各分科会においてコーディネーターや発表者を務めた。
- ・「全国犯罪被害者支援フォーラム2005」10月3日（於 有楽町朝日ホール）10名が参加
- ・「春期全国研修会」平成18年2月17・18日（於 和歌山市）8名が参加
- ・自助グループ立ち上げ研修会11月22日・継続研修会12月9・10日
- ・DV・ストーカー被害の情報交換会 6月20日 日本財団本社ビル

その他の研修

- ・「被害者の心的トラウマ（支援とケアのために）」財団法人明治安田こころの健康財団
- ・「犯罪被害・人為災害とPTSD」上智大
- ・常磐大学国際被害者学研究所主催のシンポジウム等

（5）調査編集委員会

機関紙「i-VAC NEWS」発行

第8号 平成17年9月30日発行

第9号 平成18年3月31日発行

10周年記念誌「被害者支援 - 10年のあゆみ」発行

（6）企画広報委員会

平成17年10月22日（土）設立10周年記念行事を開催した。

記念式典

記念講演「被害者支援の現場から」

講師 社団法人被害者支援都民センター事務局長 大久保恵美子氏

レセプション

「犯罪被害者支援の日」のキャンペーンとして「大好きいばらき県民まつり」に参加

11月12・13日（於 みらい平駅前広場）

「安心・安全いきいきフェスティバル」のコーナーに出展。パンフレット配布、パネル展示のほかに、会場内特設舞台上で「被害にあわれた方への対応について」寸劇をした。翌日の茨城新聞にその様子が掲載された。

また、センター所属の自助グループ（交通事故遺族対象）のメンバーからの申し出により、

「ひき逃げ厳罰化」を求める署名活動に協力した。
パンフレット類を増刷した。
ホームページを随時更新し、インターネットによる広報啓発に努めた。
テレビ、ラジオ、新聞各社の取材が多数あった。

(7) 財務委員会

茨城県防犯協会より広報啓発グッズ（色鉛筆、ウェットティッシュ、紙風船、竹とんぼ）の寄贈があった。
日本財団より480万円の助成を受けた。
茨城県より166万円の補助を受けた。
茨城新聞文化福祉事業団より30万円の助成を受けた。
茨城県議会議長石川多聞氏と面会し、被害者支援の大切さを訴えると共に財政的支援を依頼した。
会社訪問、関係機関・団体を訪問し、賛助会員の拡大に努めた。
10周年記念式典において、設立以来、財政的に支えてきてくれた5法人に感謝状を贈呈した。
茨城県立入検査
日本財団監査

(8) 事務局体制の充実

昨年度に引き続き賛助会員拡大のために広報啓発・事務要員としてアルバイトを採用した。
新公益法人会計基準への移行のための研修会に参加し、経理の充実を図った。
情報管理体制を強化した。

4 他機関との連携など

(1) 「全国被害者支援ネットワーク」との連携

全国研修会やフォーラム、自助グループ研修会などに積極的に参加した。
理事会、幹事会、支援策検討委員会、支援活動管理委員会等へ出席した。
講師派遣

沖縄被害者支援ゆいセンター（富田）	ハートラインやまぐち（富田）
みやぎ被害者支援センター（富田）	被害者支援ネットすてっぷぐんま（富田）
被害者支援センターやまがた（富田）	被害者支援センターかがわ（照山）
神奈川被害者支援センター（照山）	静岡犯罪被害者支援センター（照山）
被害者支援センターとちぎ（照山）	

訪問

大阪被害者支援アドボカシーセンター・被害者支援ネットすてっぷぐんま
冊子や規程集等の要望が多数あり、資料を送付した。

P T S Dケアユニット（東京医科歯科大学内）開設行事に出席

「犯罪被害者等基本計画案（骨子）」に対するヒアリング出席（東京都庁）

日本新聞協会懇談会出席 犯罪被害者の実名報道について（日本プレスセンター）

(2) 「茨城県被害者支援連絡協議会」との連携

講師派遣

水海道地区被害者支援連絡協議会（照山）・水戸地区被害者支援連絡協議会（照山）

龍ヶ崎地区被害者支援連絡協議会（照山）・ひたちなか東地区被害者支援連絡協議会（照山）

(3) その他の関係機関・団体との連携

講師派遣

茨城県警察本部「被害者対策専科」（照山）

高知県警察本部（富田） 山口県警察本部（富田）

新潟県警察本部（富田） 群馬県警察本部（富田）

水府学院 年3回（照山）

ひたちなか市ボランティア連絡協議会（照山）

県交通事故相談員合同研修会（照山）

茨城県コミュニティ防犯連絡会 企画・講演（富田）

日本弁護士連合会特別研修会（照山）

茨城県生活文化課 安全なまちづくりキャンペーンに参加 水戸駅7月1日

茨城県防災ボランティアネットワークの構成員となる。

第55回茨城県社会福祉大会において、「茨城県社会福祉協議会長表彰」を受けた。

「茨城県表彰式」に出席した。

日本司法支援センター茨城プレ地方協議会出席

茨城県企業防衛対策協議会 会員企業2000社達成祝賀式典に出席

平成18年度 事業計画書

定款第3条による事業目的

本センターは、犯罪・事故・災害等の被害者並びにその家族及び遺族（以下「被害者等」という。）に対して精神的支援その他各種支援活動を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって被害者等の被害の回復と軽減に資することを目的とする。

定款第4条による目的達成のために行う事業

1 被害者等に対する電話相談及び面接相談事業

(1) 電話相談を充実させる。

- ・被害者等のニーズを把握し、情報の提供や法律相談、精神的ケア等の支援を充実させる。
- ・電話相談に必要な資源台帳を充実させる。
- ・電話相談実施要領を見直し、より充実した相談業務が出来るよう努める。

(2) 面接相談を充実させる。

- ・電話相談や警察提供情報の中から必要と思われる被害者に対して面接相談を行う。
- ・被害者の要望に応じて専門家による面接相談を行う。

2 被害者等への物品の供与又は貸与、役務の提供及びその他の方法による直接的支援事業

(1) 物品の供与又は貸与を行う。

- ・被害者の状況に応じて本センター備え付けの物品を供与又は貸与する。

(2) 「犯罪被害者等早期援助団体」としての直接的支援を充実させる。

- ・法廷関連支援を充実させる。

被害者等の証人出廷、裁判の傍聴の際の裁判所への付き添い

警察や検察庁への付き添い

代理傍聴、傍聴席の確保、裁判関連情報の提供、公判記録の閲覧・謄写の補助

マスコミ対応など

- ・被害から早い段階での適切な支援を行う。

(3) 適切な直接的支援を行うために関連機関・団体との連携の充実を図る。

- ・茨城県警察本部犯罪被害者対策室
- ・福祉関係、医療関係、司法関係機関等

3 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする被害者等が行う裁定の申請を補助する事業

- ・被害者等からの要望に応じて、犯罪被害者等給付金裁定申請手続きの補助を行う。

4 被害者等自助グループへの支援事業

- ・交通事故遺族対象の自助グループ活動を充実させる。

5 他機関との連携による被害者等支援事業

- (1) 茨城県被害者支援連絡協議会、県内各警察署単位の地区被害者支援連絡協議会、その他の県内関連機関・団体と連携し、効果的な被害者支援を行う。
- (2) 全国被害者支援ネットワーク会員団体との連携・協力を図り、効果的な被害者支援を行う。

6 支援活動員等の養成及び研修事業

- (1) 電話相談・直接的支援等の事業活動を充実させる為、支援活動員養成講座を開講し、支援活動員の養成を図る。
 - 「支援活動員養成講座・上級編」を開講する。(年間20回)
 - 修了し、認定試験に合格した者は、支援活動員・犯罪被害者直接支援員として認定する。
- (2) 支援活動員に対して、継続研修を実施する。
 - ・支援活動員への継続研修を実施する。
 - ・全国被害者支援ネットワーク全国研修会に参加する。
 - ・その他関係機関・団体等が開催する被害者支援に関する各種研修会等に積極的に参加し、支援活動員としての資質の向上を図る。
- (3) 引き続き期限付き職員を採用し、犯罪被害者早期援助団体における犯罪被害相談員を増員する。

7 被害者等の実態に関する調査及び研究事業

- (1) 被害者の実態や被害者支援に関して参考図書を購入するなどして、常に新しい情報を取り入れ、支援に生かしていく。
- (2) 被害者等が抱えている窮状や要望事項等必要な支援について、大学、警察その他の関係機関が行う調査及び研究に協力する。

8 被害者等支援活動に関する広報及び啓発事業

- (1) 「犯罪被害者支援の日」の関連行事の一環として「県民まつり」に参加し、広く県民に対して被害者支援に関する広報・啓発を行う。
 - ・パンフレット等の作成・配布
 - ・パネル展示等
- (2) センターの活動状況等をまとめたニュースレターを作成・発行し、会員・関連機関等へ広く配布する。また、それによりセンターの周知と被害者支援に関する広報・啓発を行う。
- (3) ホームページを充実させる。
- (4) 講演会等を開催し、被害者支援に関する広報・啓発を行う。
- (5) 広報活動を通じて本センターの活動への理解を得て、賛助会員の増加を図り、財政基盤の拡充を行う。

9 その他本センターの目的を達成するために必要な事業

- ・上記各事業のほか、センターの目的達成のために必要な事業を行う。